

ケガ、用品の損害等に備え、事前 に任意の保険に加入されることを おすすめ致します。

約取扱等は行っておりません。

当スキー場では、万が一の事故や

※保険へのご加入、及び費用負 担はお客様で自身の判断と責任 において行ってください。※当ス キー場では保険のあっせん及び契

ご加入のすすめ

おとな

4.800円

7.800円

9,000円

13,000円

3,700円

1,600円

1.700円

1,300円

450円

2.200円 3.700円

5,400円

7,000円

3,000円

10,000円

3,700円

4,200円

6,000円

1,600円

250円

850円

850円

650円

◎ゴンドラ・リフト料金

1日券

2日券

3日券

半日券

リフト1回券

ナイター券(長坂ゲレンデ)

長坂ゴンドラリフト

日影ゴンドラリフト

1.5日券

◎ゲレンデ内レストラン・食堂ガイド				
エリア/店舗名	電話(0269)		エリア/店舗名	電話(0269)
やまびこエリア		日	影エリア	
1 喫茶 ダンケ 08	0-2243-0030	17	グリーンハウス マルトミ	☎ 85-2838
2 レストハウス やまびこ	☎85-3523	18	内田食堂	☎ 85-2240
3 喫茶 セアヴス	☎85-3523	19	ONEDAY	☎85-2275
上ノ平エリア		20	サン・ヤマキ	☎ 85-2800
4 上ノ平ロッヂ	☎85-2603	21	モスバーガー(野沢温泉スキー場店)	☎85-1771
パラダイスエリア		22	カフェ&レスト オリーブ	☎ 85-3732
5 はくぎん	☎85-2617	23	食事処 かずみ	☎ 85-2453
6 パノラマハウス ぶな	☎ 85 - 3894	長	坂エリア	
7 太郎小屋	☎85-2245	24	山のホテル 大瀧レストラン	☎85-4000
9 上ノ平山荘	☎85-2248	25	食処 河廣	☎85-2458
10 ユートピア	☎85-3055	26	CAFÉ STEP	☎85-3117
伊勢宮エリア		27	レストラン カントリーパパ	☎85-2646
12 カシミールハウス	☎85-3179	28	レストハウス げんたろう 090)-3143-6217
13 ロッヂ でんべえ	☎85-3838	29	睦ジュエ	☎85-2827
14 ロッヂ ハーネンカム	☎85-3504	30	野沢温泉スパリーナ シャンテル	☎ 85-4567
15 ベンション シュネー	☎85-2012	32	久保田食堂	
16 二共企党	≈ 85 . 2997			

tel.(0269)85-3166 fax.(0269)85-2201

http://nozawaski.com

総合案内

スキー場事務所 TEL.0269-85-3166

落し物、こまった時は

日影スキーセンター(8:30~17:00) TEL.0269-85-2133

ケガをした時、発見した時は

スキー場パトロール本部(8:30~17:00) TEL.0269-85-3456

> 野沢温泉スパリーナ TEL.0269-85-4567 日本スキー博物館

TEL.0269-85-3418

(目的) 第1条 この条例は、野沢温泉村区域内にあるスキー場(以下「スキー場」という。)におけるスキー場利用者

(選ザ森務) 第2条、スキーヤー、村及び指定管理者は、法令及び本条例に定めるもののほか、国際スキー連盟が定めた ウインタースボーツセンターの安全ガイドライン及び全国スキー安全対策協議会が定めた国内スキー等安全 基準(以下「本条例等」という。)を遵守しなければならない。

第3条 スキー、スノーボードに代表される雪上滑走用具の全ては、冬山の地勢を利用した高度の危険を 内包したスポーツであり、スキーヤーは様々な気象条件のもとで斜面、雪質、コースの変化、混雑状況等に 自己の技量、技術を対応させ、スピード、進行方向をコントロールしむがら滑走し、自己及び他のスキーヤー の安全に対して責任を自覚し、自己責任のもとに行われるスポーツでなければならない。

第4条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に対し責任を自覚し、かつ安全を確保しなければ

ゅ・。 スキーヤーは指定管理者が定めた安全対策を遵守するとともに、スキー場職員及びパトロール隊員の指

ばならない。 (スキースクール及びスキークラブの責務) 第5条 スキースクール及びスキークラブ(以下「スキースクール」という。)は本条例等が円滑に実施できるよ スキースクールは、職員及び指導員のほか、スキースクールに入校した生徒に本条例等を遵守させなけれ

第6条 競技者は、滑走タイムや技術を追求することから、競技を行っていないゲレンデを滑走する場合は、 他のスキーヤーに恐怖を与える滑走をしてはならない

(村)の東西が 第7条 村長は、スキー場区域を定めなければならない。 2 村長は、スキー場の安全対策を推進するため、野沢温泉村スキー場安全対策委員会を設置しなければな

女主対策を調じないれるならない。 指定管理者は、索道運行に当たり本条例等を遵守するとともに、国土交通省の監督及び指導に従わな

(雷上車管理者及び雪上車連転者の資務) 第9条 雪面整備車、スノーモービル、雪上運搬車、除雪車(以下「雪上車」という。)の管理者及び運転 者は、雪上車の稼働に当たり、本条例等及び野沢温泉スキー場雪上走行車安全運転協会が定める野沢

温泉スキー場区域内雪上走行車運転許可要綱を遵守し、安全に配慮しなければならない (入場の禁止等) (入場の無止等) 第10条 指定管理者は、スキー場の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがあるスキーヤーの入場を禁止し、又 はその者に対し、スキー場からの退去を命じ、若しくはスキー場施設の使用を拒否することができる。

この条例は、平成22年12月1日から施行する。

2 事故の当事者は、自己の所在を告げなければならない。

(単成等の酒物及び成功機構) 第13条 第7条第1項に定めるスキー場区域において発生した事故の当事者、発見者及び目撃者(以下 「事故の当事者」という。は、パトロール隊員に事故の状況を正確に伝えるとともに、けが人を援助しなければ

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の旅行に関し必要な事項は、村長が別に定める。